様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1 -①を用いること。

学校名	徳山看護専門学校
設置者名	一般社団法人 徳山医師会

1.「実務経験のある教員等による授業科目」の数

「大物性感ののも教員寺による技术作品」の数							
課程名	学科名	夜間・制信の合	実務経験のあ る教員等によ る授業科目の 単位数又は授 業時数	省令で定める 基準単位数又 は授業時数	配置困難		
F	看護科	夜 · 通信	103 単位 3, 000 時間	9 単位 240 時間			
医療専門課程		夜 · 通信					
		夜 · 通信					
		夜 ・ 通信					
(備考)		•					

2.「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

一覧表については、学校事務室にて保管、申出により開示を行う。 学生便覧を入学時に学生に配布して説明。

カリキュラム・実習施設については、学校HPに公表。

http://www.tokuyama-kango.or.jp/

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第 2 号の 2 -②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者(公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等)は、この様式を用いること。

学校名	徳山看護専門学校
設置者名	一般社団法人 徳山医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

. /	次方につくて、一切のである。
名称	学校運営委員会
	学則第31条 学校運営委員会は次に掲げる事項について審議する。
	(1) 学則、諸課程に関する事項
	(2) 学生の定員、入学、単位・卒業認定に関する事項
役割	(3) 学生の表彰、懲戒に関する事項
	(4) その他、学校の運営に関し前各号に準ずる重要な事項
	(1)~(4)について年8回又は必要時に審議し、決定事項を基に、
	学生への指導と学校運営に反映する。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考(学校と関連する経歴等)
医師	2024. 7, 1~ 2026. 6, 30	徳山医師会会員
医師	2024. 7, 1~ 2026. 6, 30	徳山医師会会員
医師	2024. 7, 1~ 2026. 6, 30	徳山医師会会員
医師	2024. 7, 1~ 2026. 6, 30	徳山医師会会員
事務局長	2024. 7, 1~ 2026. 6, 30	徳山医師会
(備考)	,	

様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	徳山看護専門学校
設置者名	一般社団法人 徳山医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

【講義】

- ・ 毎年1月から次年度授業時間割作成開始、3月中に完成。
- ・ 1月から2月に本校講義要綱及び新規教科書と合わせて各講師に依頼
- ・ 講師派遣依頼手続き(各大学、各病院・医院等)
 - ① 講師派遣について(依頼)
 - ② 講師委嘱について(依頼)
- ・ 3月末迄に次年度の学生便覧、時間割の準備をし、新入生に配布し説明する。

【臨地実習】

- ・ 前年度の実習を考慮し今年度の実習要綱を作成
- ・ 実習については、前年度の実習を参考に臨地(病院等)、他校との実習配置時期を 調整して実習配置図の作成をする。
- ・ 毎年実施年度の1ヵ月前に各実習施設と「実習委託契約書」を交わす
- ・ 実習開始 1 ヶ月前に委託実習生派遣許可申請書を各実習施設に提出
- ・ 4月に各実習施設との打ち合わせ会議予定表を作成
- ・ 各領域の実習打ち合わせ会議に実習要綱を持参し説明

「授業計画書(シラバス)」については、学校事務室にて 授業計画書の公表方法 保管、申出により開示を行う。 学生便覧を入学時に学生に配布して説明。

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

単位修得の認定は、当該科目担当講師が筆記試験、レポート、実技試験その他適当と認める方法に基づいて行い、学校運営委員会にて単位認定を行う。

但し、出席時間数が授業時間数の3分の2に達しない者は、当該科目の修得を認定しない。(止むを得ない理由による場合は、別に定める。)

試験等の成績評価は、その科目の担当教員並びに講師及び実習指導者が次の基準により行う。

- A 100 点満点法による 100 点から 80 点迄 (合格)
- B 100 点満点法による 79 点から 70 点迄 (合格)
- C 100 点満点法による 69 点から 60 点迄 (合格)
- D 100 点満点法による 59 点以下 (不合格)
- (1) 再試験及び再実習 C(60点)をもって最高点とする。
- (2) 追試験 得点の80%をもって最高点とする。
- (但し、1親等の親族の忌引及び出席停止の場合は、得点の100%を認める。)

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、 成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

履修した成績評価は 100 点満点で実施している。その全科目の合計点数の平均点を 算出し、成績の分布状況の客観的評価を行う。

平均点においては小数点第1位を四捨五入し、算出する。

入学時に既に他大学等にて履修済みであり、本校で「認定」とされた科目においては 上記評価から除外する。

客観的な指標の 算出方法の公表方法 学校事務室に紙媒体で保管し、申出により開示を行う。

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

- ・ 学則第12条並びに13条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程 修了の認定を行う。
- 2 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、原則として卒業を認めない
- 3 所定の修業年限以上在籍し、卒業の認定をした者に対して、卒業証書を授与する。
- 4 前項により本校の課程を修了した者には、看護師国家試験の受験資格が付与される。
- 5 第3項により本校の課程を修了した者には、専門士の称号を授与する。 以上の要件を全て満たし、学校運営委員会の儀を経て、卒業の認定を行う。

卒業の認定に関する 方針の公表方法 卒業の認定に関する方針は、学則、学生便覧に記載。 学校事務室に紙媒体で保管し、申出により開示を行う。

様式第2号の4-②【4)財務・経営情報の公表(専門学校)】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4 -①を用いること。

0 2/14 2 20			
学校名	徳山看護専門学校		
設置者名	一般社団法人 徳山医師会		

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法		
貸借対照表	学校事務室内に紙媒体で保管し、申出により公表を行う。		
正味財産増減計算書	JI .		
財産目録	II .		
事業報告書	II		
監事による監査報告(書)	II		

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分	野	課程名	7	学科名		専門士		1	高度専門士	
医療		医療専門課	怪 君	看護科		0				
修業	昼夜	全課程の修	了に必要な総		開設	じて	ている授業	美の種	類	
年限	生仪	授業時数又に	は総単位数	講義	演	習	実習	実際	験	実技
	昼		3000/103	1935/79	3	0/1	1035/23			
3年		単位	立時間/単位				单	位時	間/	/単位
生徒総	定員数	生徒実員	うち留学生	数 専任	£教員	数	兼任教	員数	総	教員数
	210 人	113 人	0	人	8	人	5	1人		59 人

カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画)

(概要)

講義開始年度の前年度中に講師の決定と年間の授業計画作成を行う。

各担当講師が作成様式に則り、シラバスの作成を行う。授業の内容に関しては、国家 試験出題基準や臨地実習で必要とされる知識・技術も考慮する。

シラバスは学生便覧を入学時に学生に配布して説明。

成績評価の基準・方法

(概要)

成績に関して単位修得の認定は、当該科目担当講師が筆記試験、レポート、実技試験その他適当と認める方法に基づいて行い、学校運営委員会にて単位認定を行う。

但し、出席時間数が授業時間数の3分の2に達しない者は、当該科目の修得を認定しない。 (止むを得ない理由による場合は、別に定める。)

試験等の成績評価は、その科目の担当教員並びに講師及び実習指導者が次の基準により行う。

- A 100 点満点法による 100 点から 80 点迄 (合格)
- B 100 点満点法による 79 点から 70 点迄 (合格)
- C 100 点満点法による 69 点から 60 点迄 (合格)
- D 100 点満点法による 59 点以下 (不合格)
- (1) 再試験及び再実習 C(60点)をもって最高点とする。

(2) 追試験 得点の80%をもって最高点とする。

(但し、1親等の親族の忌引及び出席停止の場合は、得点の100%を認める。)

卒業・進級の認定基準

(概要)

卒業においては

- ・ 学則第12条並びに13条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程 修了の認定を行う。
- 2 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、原則として卒業 を認めない
- 3 所定の修業年限以上在籍し、卒業の認定をした者に対して、卒業証書を授与する。
- 4 前項により本校の課程を修了した者には、看護師国家試験の受験資格が付与される
- 5 第3項により本校の課程を修了した者には、専門士の称号を授与する。 以上の要件を全て満たし、学校運営委員会の儀を経て、卒業の認定を行う。

進級においては

- ・ 学校が定めた各学年の出席すべき日数の3分の2以上を出席した者。
- ・ 2 学年から 3 学年への進級においては、2 学年の学年末までに定められた全ての 授業科目を習得した者。

以上の要件を全て満たし、学校運営委員会の儀を経て、新旧の認定を行う。

学修支援等

(概要)

担当教員が、担当する学生の学習、履修、成績、授業の出席状況に応じて必要な指導を定期的に行う。

卒業者数、	進学者数、	就職者数	(直近の年度の状況を記載)

	VII. W+4 W.	就職者数	7 0 11	
卒業者数	進学者数	(自営業を含む。)	その他	
46 人	0 人	40 人	6 人	
(100%)	(0.0%)	(87.0%)	(13.0%)	

(主な就職、業界等)

医療機関

(就職指導内容)

外部委託講師による就職セミナー授業。個別面談・個別相談の実施

(主な学修成果(資格・検定等))

看護師国家試験受験資格

(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状						
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率				
132人	4人	3.0%				
(中途退学の主な理由) 進路変更						
(中退防止・中退者支援のための取組) 個人相談、個人指導、家族との懇談						

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考(任意記載事項)
看護科	200,000円	500,000円	300,000円	その他は施設整備費、実習費 (1年生)
看護科	200,000円	450,000 円	224,000 円	その他は施設整備費、実習費 (2・3年生)

修学支援(任意記載事項)

徳山医師会病院の奨学金制度

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

自己評価報告書については、学校HPに公表。

http://www.tokuyama-kango.or.jp/

学校関係者評価の基本方針(実施方法・体制)

学校自己評価の項目等(看護師養成所の学校相互評価実施要項を参考: I.教育理念・目的Ⅱ.教育目標Ⅲ.教育課程経営Ⅳ.教授・学習・評価過程V.経営・管理過程VI.入学VII.卒業・進学VII.地域社会/国際交流IX.研究)の評価を行い、その結果を次年度の教育活動及び学校運営の改善の参考とする。

学校関係者評価の委員

4 5 45 45 E E E E E				
所属	任期	種別		
医師	2年	徳山医師会会員		
医師	2年	徳山医師会会員		
医師	2年	徳山医師会会員		
医師	2年	徳山医師会会員		
事務局長	2年	徳山医師会		

学校関係者評価結果の公表方法

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校事務室に紙媒体で保管し、申出により公表を行う。

第三者による学校評価(任意記載事項)

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.tokuyama-kango.or.jp/